

議案第43号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成19年11月26日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

専決第19号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年 7 月 1 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 平成19年7月1日から当分の間、滋賀県内の旅行については、日当を支給しない。

附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。